

琴浦町障害者計画

～「共生社会」の実現～

平成19年3月

鳥取県琴浦町

はじめに

誰もが安心して自立した生活を送ることができる共生の地域社会づくりは、全ての町民の共通の願いであります。

琴浦町では、合併前の旧両町で障害者施策の基本的な指針として、「東伯町障害者計画」「赤碕町障害者福祉計画」を平成9年に策定し、障害者福祉の基本的な方向と課題を定め、障害者施策を推進してきました。

この間、国では障害者が利用する福祉サービスを措置から契約へ転換した「支援費制度」をはじめ、これまで障害者施策の狭間にあった発達障害のある人たちを支援するための「発達障害者支援法」や障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援するための「障害者自立支援法」が制定されるなど、障害のある人もない人も共に地域で生活が送れるように支援が進められています。

こうした新たな障害者施策の動きを踏まえ、琴浦町では、「障害のある人もない人も、誰もが安心して生活でき、共に社会の構成員として、互いの人格と個性を尊重し支え合う『共生社会』の実現」の基本目標に基づき、保健・福祉、教育、生活環境など、様々な分野にわたる施策を総合的に推進するため、このたび「琴浦町障害者計画」を策定しました。

今後は、この計画を着実に実行し、誰もが安心して自立した生活を送ることができる共生の地域社会づくりに向け、全力で取り組んでまいりますので、町民の皆様方には、一層のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

おわりに、本計画策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました町民の皆様、特に障害のある方やそのご家族、そして、関係団体をはじめ琴浦町障害者計画策定委員の皆様方に厚くお礼申し上げます。

平成19年3月

琴浦町長 田中満雄

<目次>

	頁
第1章 琴浦町障害者計画	
Ⅰ はじめに	1
1 計画策定の背景及び趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
4 計画策定にあたって	2
5 計画の推進	2
Ⅱ 琴浦町における障害者の現状と障害者施策をめぐる状況の変化等	4
1 琴浦町における障害者の現状	4
（1）身体障害児者の現状	4
（2）知的障害児者の現状	4
（3）精神障害者の現状	5
2 これまでの障害者施策の状況	6
3 障害者を取り巻く環境の変化と今後の課題	6
（1）社会全体の意識の変化	6
（2）措置制度から支援費制度、障害者自立支援法への移行	6
（3）地域生活への期待の高まり	7
（4）市町村の役割の重要性	7
Ⅲ 計画の目標と施策の基本的な方向	8
1 目 標	8
2 施策の基本的な方向	8
（1）障害当事者自己実現の支援	8
（2）ライフステージに応じた連続性のある支援	8
（3）地域における生活の支援	9
（4）自立と参画のための基盤づくりの推進	9
Ⅳ 施策の体系	10
Ⅴ 分野別施策	11
1 啓発・広報	11
① 啓発・広報活動の推進	11
② 福祉教育、人権教育等の推進	11
③ 公共サービス従事者に対する障害者理解の促進	11
④ ボランティア活動の推進	11
2 生活支援	12
① 利用者本位の生活支援体制の整備	12
② 在宅サービス等の充実	13
③ 施設サービスの新体系への移行	14
④ スポーツ、文化芸術活動の振興	15

⑤	福祉用具の普及促進と利用支援	15
⑥	サービスの質の向上	15
⑦	専門職員の育成・確保	15
3	生活環境	15
①	住宅、建築物のバリアフリー化の推進	15
②	公共交通機関等のバリアフリー化の推進	16
③	安全な交通の確保	16
④	防災、防犯対策の推進	16
4	教育・育成	16
①	一貫した相談支援体制の確立	17
②	療育体制等の整備	17
③	社会的及び職業的自立の促進	17
④	施設のバリアフリー化等の促進	17
5	雇用・就業	17
①	障害者の雇用の場の拡大	18
②	多様な就労の充実	18
③	総合的な支援の推進	18
④	障害者の職業能力開発の充実	18
6	保健・医療	19
①	障害の原因となる疾病等の予防・治療	19
②	障害に対する適切な保健・医療サービスの充実	19
③	精神保健・医療の推進	20
④	専門職種の確保等	20
7	情報・コミュニケーション	21
①	情報バリアフリー化の推進	21
②	情報提供及びコミュニケーション支援体制の充実	21
IV	計画の目標及び具体的方策	22
1	啓発・広報	22
2	生活支援	22
3	生活環境	22
4	教育・育成	23
5	雇用・就業	24
6	保健・医療	25
7	情報・コミュニケーション	26

第2章 琴浦町障害福祉計画

I	総論	27
1	計画の趣旨	27
2	計画の基本理念	27
3	計画の目的及び特徴	28
4	計画期間及び見直しの時期	28
5	計画の達成状況の点検及び評価	28
6	障害福祉サービスの体系	29
	(1) 自立支援システムの全体像	29
	(2) 自立支援給付	30
	(3) 地域生活支援事業	30
II	各論	32
1	平成23年度の数値目標の設定	32
2	障害福祉サービスの見込み量と見込み量確保のための方策	34
	(1) 訪問系サービス	34
	(2) 日中活動系サービス	35
	(3) 居住系サービス	40
	(4) 相談支援	41
3	地域生活支援事業	43
	(1) 相談支援	43
	(2) コミュニケーション支援事業	43
	(3) 日常生活用具給付等事業	43
	(4) 移動支援事業	43
	(5) 地域活動支援センター機能強化事業	43
	(6) その他の事業	44
4	計画の推進にあたって	46
	(1) サービスを利用しやすい環境づくり	46
	(2) 関係機関・団体との連携	47

I はじめに

1 計画策定の背景及び趣旨

「完全参加と平等」をテーマとする「国際障害者年」（昭和56年）を契機に障害者施策の有り方は大きく変化し、新たな取組みが進められてきています。

国は、平成5年3月に『障害者対策に関する新長期計画』を策定、同年12月には「心身障害者対策基本法」を全面改正し、障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とした「障害者基本法」を公布しました。また、平成7年12月には『障害者プラン～ノーマライゼーション7ヵ年戦略～』を策定し、新長期計画の重点施策の具体的数値目標を明示して、積極的に施策の展開を進めてきました。平成14年12月には、最新の『障害者基本計画』及び『重点施策実施5ヵ年計画』が示され、前計画の理念「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」を継承するとともに、「共生社会」の実現を目指しています。

県においては、平成5年度に策定された「鳥取県障害者計画」（第2次鳥取県障害者福祉対策に関する長期計画）を引き継ぎ、情勢の変化やこれまでの取組みを踏まえ、ノーマライゼーションの理念の実現に向けた「鳥取県障害者計画」を平成16年9月に策定し、障害者施策を推進しています。

本町においても、合併前の旧両町でそれぞれ平成9年に障害者計画が策定され、国や県の動向に留意しつつ、障害のある人の実態やニーズの把握に努め、在宅福祉サービスや施設サービスの充実、社会参加の促進等さまざまな施策を推進し、障害者福祉の向上を図ってきました。

しかし、近年、社会全体の高齢化や核家族化の一般化が進む中で、疾病や事故などのため障害者認定を受ける人が増加し、障害者の増加と高齢化、障害の重度化がみられ、それに伴って障害者福祉ニーズも多様化していく傾向にあります。

また、障害のある人を取り巻く施策状況も大きく変化してきており、平成12年度から「介護保険制度」が実施され、同14年度から15年度にかけて「知的障害者」や「精神障害者」の援護事務が県から町へ移管されるとともに、15年度から障害者福祉サービスが従来の「措置制度」から障害者自身の自己決定を尊重する「支援費制度」に移行し、さらには17年度には「発達障害者支援法」の施行、平成18年4月からは「障害者自立支援法」が施行され、本町でも相談・支援体制の整備や各種の福祉施策の充実とともに、身体障害者のみでなく知的障害者や精神障害者、発達障害者など多様な障害に関する理解、地域社会における交流の促進などが強く求められてきています。

そこで本町では、こうした新たな障害者ニーズに対応するとともに、「障害のある人も障害のない人も地域の中で支え合い、共に生きるまちづくり」を進めるため、障害者基本法に基づく『琴浦町障害者計画』を策定し、障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図ることにしました。

2 計画の位置付け

この計画は、障害者基本法第9条第3項に基づく「市町村障害者計画」として策定します。

なお、国及び県それぞれが策定した関連の計画や、町が策定した各種計画との整合・連携を図ります。

また、この計画は町が取り組むべき今後の障害者施策の基本方向を定めた総合的な計画

であり、同時に関係機関・各種団体などが自主的かつ積極的な活動を行うための指針となるものです。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成18年度（2006年度）から平成27年度（2014年度）までの10年間とします。

なお、「障害福祉計画（生活支援）」部分を中心に、平成23年度までの新サービス体系移行を念頭に置きながら、平成20年度に見直しを行うことを予定しています。また、上記期間中においても、必要が生じれば、それに応じて部分的変更、見直し、付加等を行うこととします。

4 計画策定にあたって

(1) 基本的な方針

- 地域の障害者の状況を踏まえ、「障害のある人も障害のない人も、誰もが安心して生活でき、共に社会の構成員として、互いの人格と個性を尊重し支え合う『共生社会』の実現」の基本目標に基づき、医療・教育・就労・施設整備など社会の幅広い分野で障害者の自立と社会参加を促進するため、本計画に基づいた各種施策や事業を展開します。
- 障害者の「生活の質」の向上など多様化する障害者ニーズに柔軟に対応するために、地域の社会資源の活用を図り、協働による地域福祉を推進します。

(2) 「障害者」の範囲等

障害者基本法においては、「障害者」について「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」（第2条）と定義されており、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等に基づき、障害者手帳をはじめとして様々な施策体系が構築されています。

一方、近年は、このような「障害者」ではとらえきれない、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、高次脳機能障害その他これに類する脳機能の障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける人も多数おられます。

そこで、本計画においては、障害者手帳を持つ人のみならず、てんかん及び自閉症その他の発達障害を有する者並びに難病に起因する身体又は精神上的の障害を有する者であって、継続的に生活上の支障がある人をひろく「障害者」と捉えることとします。

しかしながら、このような広義の「障害者」の実態について、その正確な人数や、環境との関係に基づく生活の困難さなど十分に把握できていないのが実情です。加えて、重複障害者の実態についても十分に把握できていないため、今後、国内外の調査研究を注視しつつ、障害者の正確な実態を把握する方策を検討する必要があります。

5 計画の推進

この計画が障害のある人の生活の質を向上させ、自立と社会参画につながるよう、政策決定への参画及び施策の企画・立案、実施段階での意見交換など、障害のある人及び関係者の意見を聞く様々な機会を設けるとともに、国、県、町民、障害者団体、ボラン

ティア団体、特定非営利活動法人（NPO）及び企業等と連携、協力して、計画の着実な推進に努めます。

庁内の関係部局が連携を図りながら各種施策を総合的に推進するとともに、琴浦町障害者計画策定委員会を中心に、本計画に掲げる施策の実施状況を継続的に点検して計画の進行・管理を行い、その内容についてインターネットなどにより情報提供を行います。

また、障害者施策が主体的・計画的に推進されるよう、職員の資質向上などの人的体制の整備及び障害者計画の策定・見直しを促進します。

II 琴浦町における障害者の現状と障害者施策をめぐる状況の変化等

1 琴浦町における障害者の現状

(1) 身体障害児者の現状

身体障害児者の数は、965人（平成17年度末）で、10年前（平成8年度：合併前の旧町の合計で以下同じ。）に比べ123人（14.6%）増加しています。

障害程度別では、1級と2級の重度の人が全体の51.0%（平成17年度末）を占めており、約半数の人が重度の人となっています。

年齢階層別にみると、65歳以上の人は723人で、10年前（平成8年度）に比べ183人（33.9%）増加しており、また全体に占める割合も平成8年度は64.1%だったのが、平成17年度末には74.9%と大きく増加しており、高齢化が進んでいます。

身体障害児者数の推移

単位：各年度末の人数

区分	視覚	聴覚平衡	音声言語	肢体	内部	合計
平成8年度	93	78	21	530	120	842
平成17年度	78	86	14	562	225	965

身体障害者手帳区分内訳（平成17年度末）

単位：人

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
人数	315	177	129	210	65	69	965

年齢階層別の推移

単位：人

区分	18歳未満	18～64歳未満	65歳以上	合計
平成8年度	16	286	540	842
平成17年度	22	220	723	965

《身体障害者》

身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害があり、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた者と定義されています。

具体的な内容として、視覚障害、聴覚又は平衡感覚の障害、音声機能・言語機能又はそしゃく機能の障害、肢体不自由（上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能障害）、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害などがあります。

(2) 知的障害児者の現状

知的障害児者の数は、71人（平成17年度末）で、10年前（平成8年度）に比べ30人減少していますが、これは障害者自立支援法施行に伴う施設入所者の利用者負担減免措置利用のための転出が要因とおもわれます。

障害程度別では、区分Aの重度の人が全体の40.8%（平成17年度末）を占めており、約半数の人が重度の人となっています。

年齢階層別にみると、18歳未満の人は9人で、全体に占める割合は12.6%、18歳から64歳未満が76.1%、65歳以上11.3%となっています。

知的障害児者数の推移

年度	人数
平成8年度	101
平成17年度	71

療育手帳障害程度区分内訳（平成17年度末）

区分	A	B	合計
人数	29	42	71

年齢階層別内訳（平成17年度末）

区分	18歳未満	18～64歳未満	65歳以上	合計
人数	9	54	8	71

《知的障害者》

知的障害者の定義は、法律にはありません。

基本的には、適応行動における障害を伴う状態（日常生活や社会的な適応行動に障害があり、援助を必要とする状態）で、それが発達期（おおむね18歳）までに現れたもので、概ね知能指数（IQ）が75までの者とされています。

（3）精神障害者の現状

精神障害者保健福祉手帳制度は、平成7年度に創設された新しい制度です。現在の手帳所持者数は73人（平成17年度末）となっており、手帳制度の浸透により手帳保持者数は年々増加していると考えられます。

一方、自立支援医療（精神通院）制度の利用者は近年増加していますが、平成17年度末は172人で、前年度末に比べ17人増加しています。

自立支援医療（精神通院）制度の利用者数は手帳所持者数の2.3倍を超えていることから、手帳を所持していない人が依然相当数おられると考えられます。

入院患者数については、医療の進歩等により逡減傾向にありましたが、平成17年度は急増しており、高齢化や入院の長期化がみられます。

精神障害者保健福祉手帳保持者数の推移

単位：各年度末の人数

年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
人数	30	31	49	58	65	73

精神障害者保健福祉手帳障害程度区分内訳（平成17年度末）

区分	1級	2級	3級	合計
人数	17	53	3	73

自立支援医療（精神通院）対象者数の推移

年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
人数	140	142	147	151	155	172

精神科病院入院患者数の推移

年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
人数	15	16	15	9	11	19

《精神障害者》

統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者と定義されています。

2 これまでの障害者施策の状況

琴浦町では、合併前の旧両町に障害者施策の基本的な指針として、それぞれ「東伯町障害者計画」「赤碕町障害者福祉計画」が、平成9年に策定され、障害者福祉の基本的な方向と課題を設定し、障害者施策を進めてきました。

しかしながら、措置制度から支援費制度、障害者自立支援法へと、また介護保険制度の創設や知的障害者・精神障害者の援護事務の県から町への移管等、目まぐるしく変わる国の障害者施策に対し、障害者ニーズの把握、多様な障害に関する理解、地域社会における交流の促進など多くの課題に対応しきれていない現状があります。

3 障害者を取り巻く環境の変化と今後の課題

(1) 社会全体の意識の変化

障害のある人の自立と社会経済活動への主体的な参加意識が強まる一方で、社会全体にあっても障害のある人が地域の中で生活することは自然で当たり前のことというノーマライゼーションの考え方が徐々に浸透しつつありますが、障害のある人が社会の一員として共に生活するためには、心のバリアフリーを推進することが必要です。

このため、町民、行政、企業、NPO、ボランティアが一体となって、啓発活動の一層の推進を図っていくとともに、公共サービス提供事業者などに対する理解の促進と、学校教育や社会教育における障害についての正しい理解を深めるためのさらなる内容の充実が求められています。

さらには、障害のある人自身も社会の構成員としての役割を担うことが一層求められてきています。

また、障害のある人も障害のない人も共に活動することについて、NPOやボランティアの活動に対する理解を深め、その活動を活発化させるとともに、障害のある人本人のボランティア活動や文化芸術活動への参加など、社会参加・参画を支援する必要があります。

加えて、様々なレベルの行政施策に障害のある人の意見が十分反映されるためのシステムを構築する必要があります。

(2) 措置制度から支援費制度、障害者自立支援法への移行

平成15年度から障害のある人（精神障害者を除く。）に対する福祉サービスの提供は、児童福祉施設への入所措置などを除き行政が決定する措置制度から、利用者自らがサービスを選択し、契約して利用する利用者本位の制度である支援費制度になりました。

さらに支援費制度から障害者自立支援法の移行に対応し、障害福祉サービスは個々の障害のある人々の障害の程度や勘案すべき事項をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と市町村の工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域支援事業」に大別されることになりました。

(3) 地域生活への期待の高まり

ノーマライゼーションの理念の浸透により、地域において生活をしたいという障害のある人が増えており、加えて、施設的生活から地域の生活への移行の進展により、それに対応できる在宅福祉サービスの充実と、住まいや働く場の確保が急務となっています。

そこで、障害のある人が安心して地域生活を送るためには、必要な情報を提供するとともに、一人ひとりの相談に的確に応じ、適切なサービスを総合的に調整する相談支援体制の整備を急ぐ必要があります。

また、障害の重度化、重複化や障害のある人の増加、高齢化が進行する中、この状況に対応できる各種支援施策など、障害のある人が安心して地域で生活できる施策の充実が必要となっています。

加えて、障害のある人が社会的に自立し、その適正と能力に応じて可能性を十分広げられる生活を送るため、乳幼児期から学校卒業後まで一貫して計画的な教育や療育を行うことが必要となります。

学校卒業後、障害のある人が社会的に自立し、安定した生活を確立するためには、経済的な基盤となる職業に就くことが重要であり、労働関係機関、教育、保健、福祉関係機関の連携強化などにより、一層の雇用・就業の促進を図る必要があります。

そして、すべての人が安心して生活し、社会参加できるようにするための地域基盤の整備が必要です。

(4) 市町村の役割の重要性

障害のある人に対する保健・福祉サービス、とりわけ地域生活を支えるサービスについては、実施主体である市町村の役割がきわめて重要になっています。

また、障害のある人への総合的な保健・福祉サービス提供のために、市町村が地域の実情にあった独自の「障害者計画」を策定し、計画的な施策充実に取り組む必要があります。

Ⅲ 計画の目標と施策の基本的な方向

1 目標

障害のある人も障害のない人も、誰もが安心して生活でき、ともに社会の構成員としてお互いに人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指します。

社会は様々な人々で構成されており、障害のある人もその一人であることは言うまでもないことであり、社会はその多様なニーズに十分に対応する必要があります。また、障害のある人にとって安心できる、過ごしやすい、能力を發揮できる社会は、あらゆる人にとって安心できる、過ごしやすい、能力を發揮できる社会と考えられます。

このような地域社会においては、障害のある人が社会を構成する一員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画するとともに、社会の一員としてその責任を分担することが求められます。

このためには、障害の程度や種別に関わらず、社会の一員として社会活動に参加、参画し、責任を分担できるよう、地域の生活環境やサービス提供体制を整備する必要があります。

この計画では、こうした観点に立ち、障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している諸要因を取り除くとともに、互いに支え合い、障害のある人がその能力を最大限に發揮し自己実現でき、誰もが心豊かに過ごせる社会（＝「共生社会」）の実現を目指します。

2 施策の基本的な方向

(1) 障害当事者の自己実現の支援

障害のある人が、自らの能力を最大限發揮し、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画できるよう支援します。

障害のある人の生活の質を向上し、権利を擁護して、個人として尊厳を持って人生を送ることができるようにするためには、障害のある人が自らの生活や生き方について、自己選択・自己決定をし、自立した個人として能力を發揮しながら活動できるような支援を充実する必要があります。

このため、地域での自立した生活のための住居、就労、日中活動の場の整備や権利擁護を推進して入所施設以外の選択肢を増やすとともに、障害のある人が活動し、働く力を高めるための体験や研修、文化芸術・スポーツ活動の振興、イベントのバリアフリー化などにより、社会参加と活動の促進を図ります。

(2) ライフステージに応じた連続性のある支援

乳幼児期から学齢期、青年・壮年期から高齢期まで、ライフステージや障害の特性に応じて、連続性を持って支援します。

障害のある人が夢や希望、目標を持って、その個性や能力を最大限発揮しながら充実した人生を送ることができるようにするためには、個々のライフステージや障害の特性に応じて、その可能性を育み、個性や能力を引き出していけるようなきめ細かな支援を行う必要があります。

このため、自閉症などの発達障害も含めた障害の早期発見・早期療育体制の整備や、福祉・保健・医療・教育・雇用等の関係機関が連携して、障害のある人や家族に対する一貫した相談・支援を行う体制づくりを推進します。

(3) 地域における生活の支援

障害のある人が、地域の中で、多様な個性を持った地域住民の一人として、その人らしく生活できるよう利用者本位の支援を行います。

障害があっても、地域住民の一人としてその人らしく生活できるようにするためには、障害のある人自身が障害者自立支援法のもと、各種サービスを選択し利用できるよう、これまで以上にきめ細やかな相談支援体制の充実と提供されるサービスの質的充実、量的拡大を行う必要があります。

このため、障害者ケアマネジメント手法を活用した相談支援体制や、住み慣れた地域での自立生活を支援するための在宅サービス及び通所型施設の充実を図るとともに、障害のある人のニーズを踏まえ、家庭や入院入所から地域生活への円滑な移行のための各種支援を推進します。

(4) 自立と参画のための基盤づくりの推進

障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している物理的・心理的な障壁（バリア）を取り除くとともに、町民一人ひとりの理解と協力に努めます。

障害の有無に関わらず、誰もが安心して生活でき、社会の構成員としてお互いを尊重しながら様々な活動に参画できるよう、障害のある人の活動を制限している障壁を取り除く必要があります。

このため、障害及び障害のある人に関する理解を促進するための啓発広報、障害があっても単独で自由に行動できるよう建築物、公共交通機関、歩行空間などの生活空間のバリアフリー化と移動手段の確保に努めます。また、ユニバーサルデザインの考え方を普及して、すべての人にとって生活しやすいまちづくり、ものづくりを促進します。

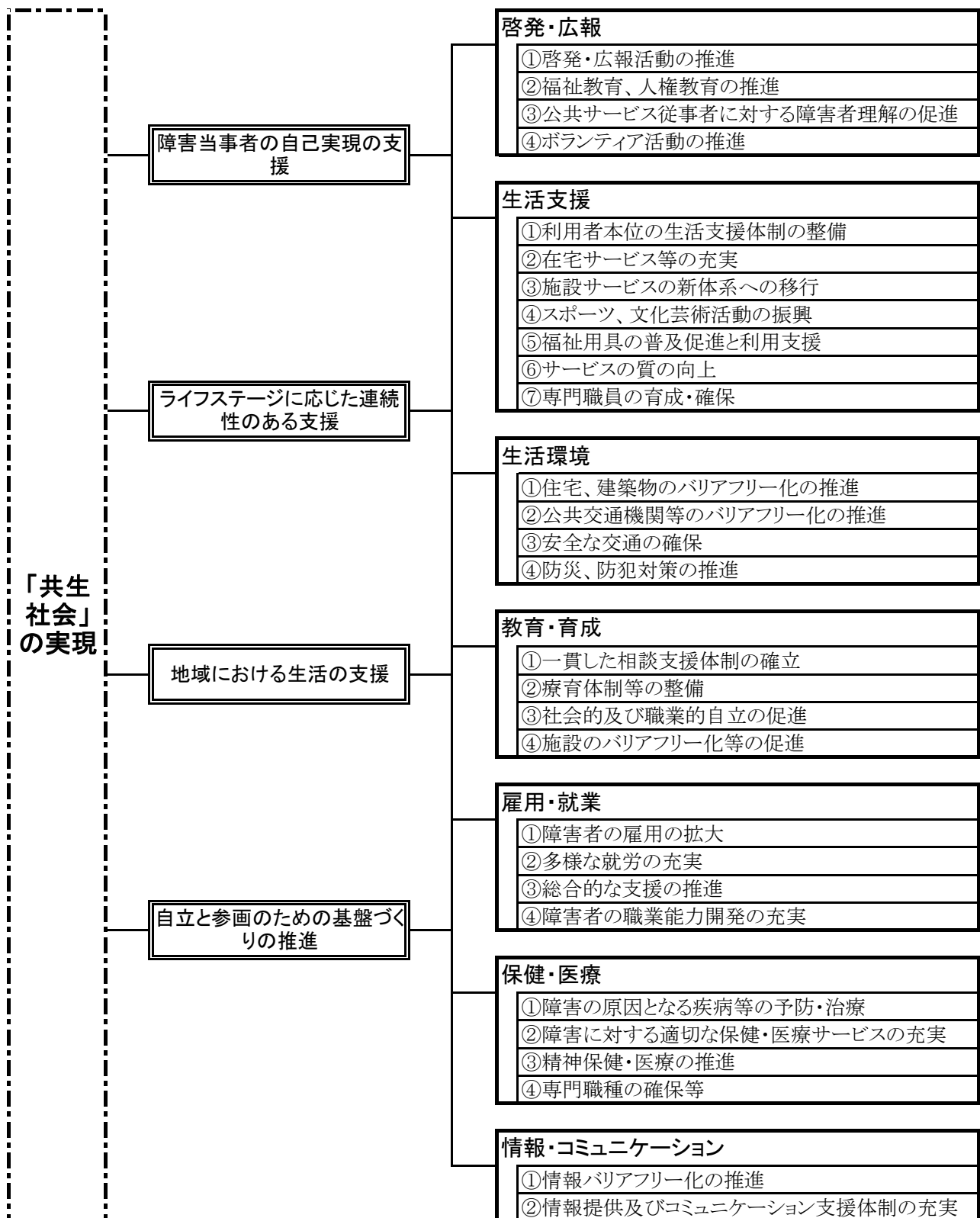
IV 施策の体系

本計画の目標・施策の基本的な方向及び分野別の施策について、まとめると次のとおりです。

【目標】

【施策の基本的な方向】

【分野別施策】



V 分野別施策

1 啓発・広報

(1) 基本方針

障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を実現するためには、障害を理由とする差別が発生しないよう、町民が障害と障害のある人に対する理解を深めるための継続的な取組を進めていくことが重要です。このため、広報、研修など様々な機会を設けて、幅広い町民の参加、参画による啓発活動を強力に推進していきます。

(2) 施策の基本的方向

① 啓発・広報活動の推進

- 障害と障害のある人に対する誤解や偏見が払拭されていません。このため、障害の中でも特に町民の理解が遅れている精神障害や自閉症等の発達障害、高次脳機能障害なども含め、障害に関する知識や必要な配慮を町広報紙等で周知するなど、障害と障害のある人に関する町民の理解を深めるための啓発活動の充実を図ります。
- 「障害者週間（12月3日から9日まで）」を中心に、障害者団体やボランティア団体等と連携を図りながら、幅広い町民の参加による啓発・広報活動を積極的に推進します。併せて、町民の人権意識の高揚を図るための啓発活動の推進を図ります。
- 障害のある人もない人も同じ地域社会の構成員として共に暮らしていく地域づくりを目指す活動を応援することなどにより、地域福祉に対する町民の理解と参加を促進します。

② 福祉教育、人権教育等の推進

- 障害に対する正しい理解を深めていく上で、福祉教育の役割は重要です。このため、幼い頃から基本的人権への理解や社会福祉への関心を持ち、自ら考え、行動する力を養うために、幼児教育、学校教育の中で一貫した福祉教育を推進すると共に、社会福祉施設等でのボランティア体験学習についても実施していきます。また、特別支援学校の児童生徒と町内の小・中学校の児童生徒との交流の機会を充実させていきます。
- 地域における障害に対する正しい理解を促進するため、福祉講座や講演会の開催等福祉教育に関する講座の充実を図りながら、町民が障害に関する知識や必要な配慮などについて理解を深めることができる機会の充実を図ります。

③ 公共サービス従事者に対する障害者理解の促進

- 障害のある人が地域で安全に、また安心して生活していく上で重要な各種公共サービス従事者に障害のある人に対する理解の促進・徹底を図るため、町職員について研修の徹底を図るとともに、関係企業等に対しても理解促進のための積極的な取組を働きかけます。

④ ボランティア活動の推進

- ボランティア活動について、団体の立ち上げや活動の支援、リーダーやコーディネーターの養成・確保と組織化、既存施設の有効活用による活動拠点の整

備などを進め、その振興を図ります。また、町民参加による協働のまちづくりを推進するため、ボランティアやNPOが積極的に活動できる環境整備を進めていくとともに、活動支援の充実を図ります。

- 町広報紙等を活用し、継続的にボランティア活動に対する理解と協力を求めるとともに、ボランティア活動に参加したい人がスムーズに参加できるよう、問合せ先等の周知を図りボランティア活動の活性化を図ります。

2 生活支援

(1) 基本方針

障害のある人自身が自分の生活のあり方を選択し、自ら決定することができる社会とするためには、地域でそれを支える福祉サービス等の体制が必要です。このため、利用者本位の考え方に立って、障害のある人の多様なニーズに対応し、豊かな地域生活を可能とする支援体制の整備を進めます。

(2) 施策の基本的方向

① 利用者本位の生活支援体制の整備

ア ケアマネジメントの推進と相談支援体制の構築

- 障害のある人の地域生活を支えるために、当事者を中心に捉えたケア会議の開催など、ケアマネジメントの手法を活用した実践を促進していきます。また、ケア会議の開催等によって明らかとなった地域の課題を、関係機関で共有し、その解決につなげていくサービス調整会議のシステム化を目指します。
- 身近な相談機関として、町地域包括支援センター内に地域生活支援センターを設置し、専門の相談員を配置するとともに、地域生活支援センターを中部圏内市町で医療法人に委託し、障害者の相談に応じる体制の整備を図ります。さらに、地域で活動する身体障害者相談員・知的障害者相談員制度の周知・活用の促進を図ります。
- 利用者が満足できるケアマネジメントがなされるには、その担い手である従事者の力が大きく影響します。ケアマネジメントの手法を正しく理解し、的確に応用・実践する力のあるケアマネジメント従事者の研修等への参加を奨励し、資質の向上を図ります。
- 利用者によるサービス選択に資するため、福祉サービスに関する情報について、インターネットを始めとする多様な媒体を活用して情報提供します。

イ 権利擁護の推進

- 障害のある人の権利擁護や財産の管理支援を推進するため、成年後見制度や地域権利擁護事業の普及・啓発を図り、利用者の掘り起こしと利用の促進に努めます。

ウ 障害者本人及び家族の活動等の支援

- 障害のある人や家族がその持てる力を発揮することは、障害のある人の自立と自己実現にとって重要なことです。このため、障害のある人や家族が相互に相談に応じたり、支援し合うピアカウンセリング・ピアサポート等の当事者活

動・家族活動を支援します。

② 在宅サービス等の充実

ア 在宅サービスの充実

- 障害者が自己選択・自己決定により地域で生活できるようにするために、障害者の利用ニーズに対応する在宅サービスのいっそうの充実を図ります。また、障害児者やその家族等に対して、在宅サービス制度の一層の周知を図ります。
- 障害種別や障害程度に応じたきめ細やかな対応ができるよう、ホームヘルパーに対して講座・講習等への受講を勧奨するとともに、質の高いサービスが提供されるよう働きかけていきます。
- 障害のある人の閉じこもりを防ぎ、仲間づくりや生きがいを進めるため、憩いの場や創作活動等の場の提供に努めます。また、障害のある人の日中活動の場を提供しているデイサービス、小規模作業所等の従事者に対する講座・講習等への受講を勧奨し、質の高いサービスが提供されるよう働きかけていきます。
- 家族や保護者の病気やその他の理由により、家庭で介護を受けることが一時的に困難な場合に利用する短期入所（ショートステイ）のニーズに対応できるよう、事業所等の確保に努めます。また、高齢者施設の相互利用も検討します。
- 日常的に医療的ケアを必要とする障害児者の地域生活を支援するため、その日中活動の場となる重症心身障害児（者）通園事業の実施や、障害のある子どもや家族が安心して過ごせる場の拡充など、医療サービスの活用や医療と密接に連携した福祉サービスの提供を県等関係機関に働きかけていきます。
- 障害のある人の生活の場として、グループホームや福祉ホームの整備が促進されるよう法人等関係機関へ働きかけていきます。

イ 自立及び社会参加の促進

- 在宅の障害のある人がグループホームやアパート等で、家族から自立した生活に円滑に移行できるよう、障害者本人が様々な生活体験や自信を得ることのできる体験型サービスの実施を推進します。
- 障害のある人がその可能性を追求したり、学ぶ喜びを得ることができ、社会参加が進むよう各種講座等の開催には、手話の導入やバリアフリーの会場使用に努めます。また、知的障害のある人を対象とした学習機会の提供を検討します。
- 障害のある人が様々な催し等に参加し、楽しむことができるよう、障害に配慮したイベントの手引きの検討やその実施に関わる人材を育成し、イベント等のバリアフリー化を推進します。
- 障害のある人の日常生活を支援する身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）の利用を促進するとともに、補助犬を同伴して施設や交通機関が円滑に利用できるよう施設の管理者等に対する啓発を図ります。

ウ 精神障害者施策の充実

- 精神障害は適切な治療の継続により症状の安定を図ることが可能ですが、障

害を理由とした誤解や社会的偏見が残っており、社会復帰や社会参加を困難にしています。このため、精神障害に対する正しい認識の普及を図ります。

- 精神障害のある人が地域で生活していく上で、それを支えるサービスの提供体制を整備していくことが重要です。精神障害の特性を理解したホームヘルパーを養成するため、講座・講習等への受講を勧奨するとともに、質の高いサービスが提供されるよう働きかけていきます。
- 地域での生活の場である精神障害者グループホームや福祉ホームの整備が促進されるよう関係機関への働きかけていきます。また、就労や日中活動の場である小規模作業所等の充実と提供体制の整備を図ります。
- 条件が整えば退院可能とされる入院患者について、障害のある人の自己決定を第一に、ケアマネジメントの手法を活用して、社会資源を創設しながら、その退院と社会復帰を進めます。

エ 各種障害への対応

- 様々な重度・重複障害のうち対象者が少ないなどの理由によりその特性に応じた支援が確立していないものについては、その実情を把握するとともに、必要な支援策について検討します。
- 難病患者等居宅生活支援事業によるホームヘルプサービス、ショートステイ、日常生活用具給付等の各種事業の充実や周知に努めるとともに、利用者の掘り起こしと利用の促進に努めます。
- 在宅で難病のある人は病気の進行状況により、各種福祉サービスや公的サービスの内容を変更していく必要があります。このため、難病のある人本人を含め、保健・医療・福祉の各分野からなるケア会議の開催を検討するなど、難病のある人の適切なケアコーディネートができる体制の整備に努めます。また、その際には本人や家族の意向が可能な限り反映できる体制としていきます。
- 自閉症等発達障害のある人に対する生活支援については、本人や家族の意向を可能な限り反映しながら、適切なケアコーディネートができる体制の整備を検討します。また、デイサービス事業等の充実や利用促進に努めるとともに、発達障害のある人や家族のニーズにあった事業の実施に努めます。
- 事故や疾病による中途障害者の持つニーズに対応するため、不安軽減のためのピアカウンセリングや障害の状況に応じた地域の支援体制の確立に、関係機関の協力を得ながら取り組みます。
- 難病患者・家族等の支援については、その悩みや不安の解消を図り、療養、生活、就労等に関する相談支援事業や福祉サービス等の連携を図ることにより、難病患者の相談支援体制を強化します。

③ 施設サービスの新体系への移行

- 障害者施設は、障害者福祉の中心的存在としての役割を果たしてきたところであり、その人材、知見及び機能を活用して、障害のある人の地域生活を支える重要な社会資源として、障害者自立支援法の新事業体系への移行後も役割を果たしていけるような施設づくりを法人等関係機関に働きかけていきます。
- 入所施設については、障害のある人のニーズを踏まえ、施設入所者の社会的自立や円滑な地域移行につながる、社会生活力を高める支援の推進を働き

かけていきます。

- 障害者自立支援法の新事業体系への移行に向け、小規模作業所、デイサービス事業所等と協議を重ね、障害のある人の意向に沿った事業が展開されるよう関係機関に要請します。

④ スポーツ、文化芸術活動の振興

- 障害のある人が多様なスポーツ、文化芸術活動に親しむとともに、主体的に取り組み、そして活躍することができるよう、関係団体等と協力してスポーツ大会や文化芸術展を開催したり、障害者スポーツ指導員や文化芸術活動指導員などスポーツ・文化芸術に関する支援者の育成やネットワーク化など、その振興に取り組みます。

⑤ 福祉用具の普及促進と利用支援

- 福祉用具の普及促進を図るため、補装具や日常生活用具の給付制度の周知と情報提供を行うとともに、適切な助言が受けられるよう身体障害者更生相談所等への紹介等相談支援の充実を図ります。

⑥ サービスの質の向上

- 利用者の視点に立った福祉の実現や、様々な事業者が行う福祉サービスの内容や質をそれぞれ比較可能な情報とするため、第三者機関によるサービス評価システムを構築したり、情報公開をするなどして、サービスの質の向上を図ります。

⑦ 専門職員の育成・確保

- 障害のある人の持つ多様なニーズに適切に対応していく上で、福祉・保健・医療等の各分野で障害のある人の生活を支援する専門職員を確保し続けていくことが重要です。このため、県等関係機関に専門職員の育成、研修を働きかけていきます。

3 生活環境

(1) 基本方針

障害のある人等すべての人が安全に安心して生活・移動し、社会参加ができるよう、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間など生活空間のバリアフリー化と移動手段の確保を推進します。また、障害のある人等に配慮した防災、防犯対策を整備します。

(2) 施策の基本的方向

① 住宅、建築物のバリアフリー化の推進

- 障害のある人等の利用に配慮した住宅を整備するため、段差の解消や手すりの設置等、障害の特性やニーズに対応した公営住宅等の公的な住宅の供給を推進するとともに、優先的に入居できるように配慮します。

- 障害のある人等に配慮した住宅について、関係事業者等への啓発・広報及び障害者・高齢者を対象とした暮らしやすい住まいづくりについての相談支援を行うとともに、住宅改良に対する支援を行います。
- 不特定多数の人が利用する建築物を障害のある人等が利用しやすいものにするため、誰もが暮らしやすいまちづくりを目指した意識啓発を行うとともに、「鳥取県福祉のまちづくり条例」や「ハートビル法」の整備基準に適合するよう建築物のバリアフリー化を進めます。
- 窓口業務を行う施設については特に、積極的にバリアフリー化を推進します。

② 公共交通機関等のバリアフリー化の推進

- 障害のある人が容易に外出して移動できる手段を確保するため、誰もが暮らしやすいまちづくりを目指した意識啓発を行うとともに、「鳥取県福祉のまちづくり条例」や「ハートビル法」等に基づき、公共交通機関等のバリアフリー化を働きかけます。
- 障害のある人等が安全で快適に歩行できる空間を確保するため、歩道の段差解消や点字ブロックの設置などの改修を推進します。また、社会福祉施設等が集積している地域や市街地の道路環境の整備を推進します。
- 観光施設や公園などの、楽しみ、憩い、交流する場を障害のある人等が利用しやすいものにするため、駐車場、トイレなどのバリアフリー化を進めます。

③ 安全な交通の確保

- 障害のある人等の安全な交通を確保するため、音響式、弱者感应式などバリアフリー対応型信号機の整備について関係機関に働きかけます。
- 誰もが安全に通行できるよう、交通事故が多発している地域を中心に、交通信号機や道路標識等の整備を関係機関に働きかけていきます。
- 障害のある人の安全な交通と公共交通機関の利用を確保するため、点字ブロック上の自転車や違法駐車車両の排除に向けた啓発活動を推進します。

④ 防災、防犯対策の推進

- 障害のある人の災害時あるいは万一の有事の際の安全を確保するため、「障害者のための防災マニュアル」「地域防災計画」「国民保護計画」を踏まえて、避難所のバリアフリー化、住宅・避難所における防災設備の整備及び避難・救助とその連絡体制の整備が行われるよう啓発広報を推進します。
- 障害のある人の緊急時の連絡通報体制整備について検討します。
- 障害のある人が地域で安心して生活できるよう、防犯・防災関係者と障害のある人が意見交換を行う場を設けるなど、防災・防犯関係者に対し、障害や障害のある人への理解促進や障害のある人の援助に関する知識の普及を図るとともに、障害のある人に対して防災・防犯知識の普及に努めます。

4 教育・育成

(1) 基本方針

障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援を行うため、乳幼児期から学校卒業後まで一貫して計画的に教育や療育を行う体制を整備するとともに、地域や学校とともに学び、ともに支え合う環境を整備します。

(2) 施策の基本的方向

① 一貫した相談支援体制の確立

- 障害のある子どもの発達段階に応じて、乳幼児期から学校卒業後にわたり、関係機関が適切な役割分担の下に、一人ひとりのニーズに対応した個別の支援計画を策定し、この計画に基づく目標設定・指導評価などを通して継続して保育・教育・療育の支援を実施します。
- 教育・福祉・保健・医療・雇用等関係機関が連携し、障害のある子どもに対して障害の特性に配慮した支援を行う仕組みを確立するなど、障害のある子ども及び保護者に対する一貫した相談・支援に積極的に取り組みます。特に、就園前、就学前、卒業前において、各関係機関が障害のある子ども一人ひとりの情報を共有し、適切な支援について話し合える場を確保します。
- このような取組みを具現化するため、障害のある子どもの生涯を考えながら適切な支援を行う発達支援システムの構築を目指します。

② 療育体制等の整備

- 障害の早期発見から速やかに療育へ移行できる体制の整備に努め、障害のある子どもができるだけ早い段階で適切な対応が受けられるよう、医療・教育等の障害のある子どもに関わる各機関との情報の共有化や連携を深め、療育体制や発達支援体制の一層の充実を図ります。また、これらの障害のある子どもを持つ家族が孤立しないよう、支援の充実を図ります。
- 地域療育の拠点となる施設において、来所や訪問等により、障害のある子どもに対する在宅療育に関する相談や援助、各種福祉サービスの情報提供などの充実を図るとともに、関係機関と連携し地域療育体制の充実を図ります。

③ 社会的及び職業的自立の促進

- 障害のある子どもが自立し、社会参加する資質を養い、特別支援教育の理解促進を図るため、保育所、幼稚園、小・中学校、特別支援学校と地域社会との交流を積極的に推進するとともに、子どもの社会性を育むため様々なボランティア活動を組み合わせること等によって、障害のある子どもの地域における活動範囲を広げる取組みを促進します。
- 卒業後の進路について、障害のある子どもが自立して生活していけるよう、ハローワーク（公共職業安定所）、障害者就業・生活支援センター等関係機関や一般企業等と十分な連携を取り、就労先の確保に努めます。

④ 施設のバリアフリー化等の促進

- 学校等教育施設が障害の状況に関わりなく、全ての児童生徒にとって適切な環境（施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化）となるよう整備を促進します。また、情報通信機器等が活用できるよう、学習の場の提供や機器・設備の整備・充実を進めます。
- 特別支援学校への通学については、児童生徒の実態に応じ、通学支援員等の公的支援を充実します。

5 雇用・就業

(1) 基本方針

雇用・就業は、社会参加と自己実現の経済的な側面を支える重要な柱であり、障害のある人が能力を最大限に発揮し、働くことによって社会に貢献できるよう、障害のある人の職業生活全般にわたり雇用、福祉、教育等の関係機関が連携し、その特性を踏まえた条件整備を行い、雇用・就業の場の拡大を図ります。

(2) 施策の基本的方向

① 障害者の雇用の場の拡大

- 国においては、厳しい雇用失業情勢のしわ寄せが障害のある人にならないよう、法定雇用率の達成に向けた指導強化をはじめとする各種施策が展開されています。各種広報媒体を通して、町民、事業主等に対して、障害のある人が能力を発揮しやすい柔軟な働き方や障害のある人が行う魅力的な活動を紹介するなどにより、障害者雇用についての理解を求め、併せて、障害者雇用率制度や各種助成金制度について周知し、障害者雇用を促進します。
- 企業における障害のある人の雇用を促進するため、関係機関と連携し、段差の解消やトイレの設備改造などのバリアフリー化について事業主への啓発を促進するとともに、各種助成金の周知に努め、障害のある人が働きやすい職場環境づくりを推進します。
- 町が物品調達、建設工事等を行う際、障害のある人の雇用促進に努めている事業所等に対して競争性、経済性、公平性等の確保に留意しながら配慮する方法を検討します。

② 多様な就労の充実

- 県等関係機関と連携しながらIT（情報技術）を活用したSOHO（スモールオフィス・ホームの略でITを活用して事業活動を行っている従業員10名以下程度の小規模の事業者）の設立など障害のある人の企業を支援します。
- 障害のある人が個々の適性と能力に応じて地域で就労し、また社会参加できるようにするため、小規模作業所等の整備を促進するとともに、利用者に最低賃金を支払うことができるような福祉的就労の場の拡大を目指します。

③ 総合的な支援の推進

- 障害のある人の雇用促進や生活の安定を図り、就労後の職場定着に向けた総合的な支援を図るため、障害者職業センターが実施する職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業や公共職業安定所が実施する職場適応訓練、トライアル雇用（障害のある人の試行雇用）等の積極的な活用や連携を促進します。
- 障害のある人一人ひとりの能力や意向によって、作業所や授産施設から一般就労へ移行できるよう、障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携し、就業相談や職場実習等の支援を推進します。

④ 障害者の職業能力開発の充実

- 公共職業訓練施設における職業訓練等、障害のある人のための職業訓練に関する情報提供に努めます。
- 訪問介護員等の資格取得を促したり、関係機関と連携を取りながら資格取得者の現場研修機会や様々な職場を体験する機会の提供に努め、障害のある人の職域の拡大を図ります。
- 障害のある人が授産施設の利用から一般企業等での雇用に移行できるようにするため、就労移行支援事業等新事業体系への移行を促進します。

6 保健・医療

(1) 基本方針

保健・医療サービスの適切な提供を充実して、障害の原因となる疾病等の適切な予防、早期発見・治療を推進します。また、保健サービスや医療、医学的リハビリテーション等の実施を推進して、障害の軽減及び障害のある人の自立を促進します。

(2) 施策の基本的方向

① 障害の原因となる疾病等の予防・治療

ア 障害の原因となる疾病等の予防・早期発見

- 妊産婦、新生児及び乳幼児の疾病等の予防・早期発見のため、妊産婦の健康教育、保健指導等の実施を推進します。また、新生児及び乳幼児の健康診査、検査については、子どもの発達や子育てを支援し、障害児の早期発見にもつながるものであることから、新生児聴覚検査や法定の1歳6ヶ月児・3歳児健康診査、さらには5歳児健康診査の推進を図ります。
- 障害の原因となる脳血管疾患や糖尿病などの生活習慣病の予防・早期発見のため、生活習慣病予防に関する知識の普及や地域の取り組みの促進を図るとともに、町及び職域における健康診査、検診及び学校における健康診断の実施を推進します。

イ 障害の原因となる疾病等の治療

- 周産期死亡率は減少傾向で推移していますが、妊娠・出産に関する安全性の確保を一層推進する必要があります。このため、周産期の医療体制の充実に向け、関係機関との連携を図ります。
- 障害の原因となる難治性疾患、いわゆる難病に対する適切な治療を行うため、関係機関との情報交換などによる保健・医療・福祉の連携を促進します。
- 障害の原因となる外傷等に対する適切な治療を行うため、救急体制の充実に向けた取り組みを進めます。

ウ 正しい知識の普及

- 障害の原因となる精神疾患、難治性疾患等の疾病、外傷等について、その予防と治療について、町民に対する正しい知識の普及を図るとともに、これらの疾病等に対する偏見・差別をなくすよう努めます。
- 性感染症や女性の喫煙が増加傾向にあることから、思春期世代に対する健康教育を実施するなどにより、正しい性知識や母体保護等、女性の健康づくりについて普及を図ります。

② 障害に対する適切な保健・医療サービスの充実

ア 障害の早期発見

- 妊産婦、新生児及び乳幼児の健康診査、学校における健康診断等は、発達の遅れや障害の早期発見の重要な場であることから、乳幼児の健康診査体制を充実するとともに、学校における健康診断を充実するなど、障害の早期発見の徹底を図ります。

イ 障害に対する医療・医学的リハビリテーション

- 地域で各障害に応じた適切な医療・医学的リハビリテーションが可能となるよう関係機関のネットワーク化など体制の強化に向け、関係機関に協力を要請します。

ウ 障害のある人に対する適切な保健サービス

- 障害のある子どもの発達相談や精神疾患、難治性疾患に対する保健サービスが、福祉サービスをはじめとする各種サービスと一体的・総合的に提供されるよう、関係機関が協力するケアマネジメントの場などを通じて、連携強化を図ります。

エ 保健・医療サービス等に関する適切な情報提供

- 障害のある人等が医療サービスに関する情報を容易に入手できるよう、医療機関による自主的な情報公開の促進に努めます。また、保健、福祉などの相談や制度に関する情報提供の充実を図ります。

③ 精神保健・医療の推進

ア こころの健康づくり

- 学校、職域及び地域において、こころの不調をケアできるよう、こころの健康相談窓口の設置、カウンセリングなど相談の機会の増加など相談体制の充実を図るとともに、こころの健康に関する普及啓発、相談窓口の情報提供を進めます。

イ 精神疾患の治療体制の整備

- 精神科病院の輪番制による休日・夜間等の診療体制確保などの精神科救急医療システムの運用について、関係機関と連携強化を図ります。
- 精神疾患と骨折などの身体合併症のある患者が適切な治療が受けられるよう、一般病院と精神科病院との連携が図られるよう関係機関に働きかけていきます。
- 地域生活を希望する長期入院患者が地域で生活できるよう支援する必要があります。このため、関係機関と連携して、ケアマネジメントの手法を活用し、生活訓練、ボランティアなどの支援者の養成、社会資源の創設などを通じて、退院と社会復帰の促進を進めます。

④ 専門職種の確保等

- 障害のある人の保健、医療・医学的リハビリテーションを適切に提供していく上で、医師や理学療法士・作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士などの専門職種を確保する必要があります。このため、専門職種の養成、確保を関係機関へ要請します。

7 情報・コミュニケーション

(1) 基本方針

障害のある人が地域で豊かな生活を送ることができるよう、IT（情報通信技術）の活用により、障害のある人自らが情報を入手し発信できるような施策を推進して自立と社会参加を支援するとともに、障害の特性に応じた情報提供やコミュニケーション支援体制を充実します。

(2) 施策の基本的方向

① 情報バリアフリー化の推進

- 障害のある人が情報を活用する力を高めてITが利用できるようIT講習会の実施を推進するとともに、視覚や上肢に障害のある人へのパソコン周辺機器に対する助成を行います。また、IT利用者の支援者層の拡大や拠点の整備を含めたネットワークづくりを推進します。
- 障害のある人が迅速、的確に行政情報を得られるよう、ホームページの改善に努めます。

② 情報提供及びコミュニケーション支援体制の充実

- 視覚障害のある人が必要な情報を入手し、また、必要な支援を受けることができるよう点字図書をはじめ、点字・音声による情報入手手段の充実を図ります。
- 聴覚障害のある人が必要な情報を入手し、また、必要なコミュニケーションの支援を受けることができるよう手話通訳者等の派遣体制の確立を図ります。併せて、手話通訳者及び手話奉仕員、要約筆記奉仕員の養成を進めます。
- 広報の充実として、CATVの琴浦町行政番組等における文字放送の活用や、手話番組の制作などを重点的な検討課題とします。また同時手話や字幕テロップの導入なども研究します。

VI 計画の目標及び具体的方策

1 啓発・広報

項目	現状	目標数値	事業内容及び考え方
	(H18.12.1)	(平成27年度)	
啓発・広報活動の推進	-	-	障害に対する知識及び配慮について、町広報紙等広報媒体を活用して啓発・広報を実施する。
			「障害者週間（12/3～9）」の普及・啓発及び期間中にイベントを実施する。
			障害者福祉大会、スポーツ大会、作品展等を開催する。
福祉教育、人権教育の推進	-	-	幼児教育・学校教育の中での一貫した福祉・人権教育の推進及び社会福祉施設等でのボランティア体験学習を実施する。
			小中学校と養護学校等の児童生徒との交流学习会を実施する。
			生涯学習を通しての福祉・人権に関する講演会や講座を開催する。
公共サービス従事者に対する障害者理解の促進	-	-	障害に対する認識と、障害者に対する適切な対応ができるよう町職員研修を実施する。
			福祉施設を始めとする町内関係企業職員研修の実施を促進する。
ボランティア活動の推進	-	-	ボランティア活動に関する情報を提供充実する。
			ボランティア団体、NPO等の育成及び組織化を推進する。
			各種団体のリーダー、コーディネーターを養成・確保する。

2 生活支援

別添「障害福祉計画」記載

3 生活環境

項目	現状	目標数値	事業内容及び考え方
	(H18.12.1)	(平成27年度)	
住宅、建築物のバリアフリー化の推進	-	100%	新たに整備する町営住宅は、すべてバリアフリー化する。
			障害者の生活の場を確保するためのバリアフリー化に向けた住宅改良を助成する。
			不特定多数の人が利用する建築物のバリアフリー化を推進する。
			公共施設窓口をバリアフリー化する。

項目	現状	目標数値	事業内容及び考え方
	(H18.12.1)	(平成27年度)	
公共交通機関等のバリアフリー化の推進	-	100%	歩道の段差解消・幅員確保、点字ブロックの改修及び市街地の道路環境を整備する。
			観光施設、公園等の障害者専用駐車場・トイレを整備し、障害者専用駐車場を確保する。
			駅舎のバリアフリー化、バスの低床化等障害者の利便性の向上が図られるよう鉄道、路線バスの事業者への協力を要請する。
安全な交通の確保	-	100%	音響式・弱者感応式等バリアフリー信号機の整備促進について関係機関に要請する。
			交通多発地域を中心に交通信号機、道路標識等の整備を促進する。
			点字ブロック上の自転車撤去、違法駐車等の排除に向けて、広報啓発する。
			障害者の社会参加促進のための自動車運転免許取得助成及び自動車改造助成を実施する。
防災、防犯対策の推進	-	100%	避難所及び防災施設をバリアフリー化する。
			緊急時の連絡通報体制の確立と民生委員、ボランティア等による地域ネットワークを構築する。
			障害のある人への防災・防犯意識普及のための研修会を開催する。

4 教育・育成

項目	現状	目標数値	事業内容及び考え方
	(H18.12.1)	(平成27年度)	
一貫した相談支援体制の確立	-	100%	一人ひとりのニーズに対応した個別支援計画を策定するとともに、各関係機関による情報を共有するための個別支援会議を開催する。
療育体制等の整備	-	-	障害の早期発見、療育への移行等について、医療・教育機関等による情報共有のための療育体制・発達支援体制を確立します。
			中部療育園を中核として、在宅療育に関する相談・援助、各種福祉サービスの情報提供を充実します。

項目	現状	目標数値	事業内容及び考え方
	(H18. 12. 1)	(平成27年度)	
社会的及び職業的自立の促進	-	-	保・幼・小・中学校と特別支援学校との交流学习を促進します。
			障害者の社会性を育むため、ボランティア活動を推進します。
施設バリアフリー化等の促進	-	100%	ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校、企業、施設等とのネットワークを構築し、障害者の自立に向け就労支援を行います。
			学校等教育施設をバリアフリー化するため、施設整備改修等を行います。
			教育施設の情報通信機器の整備を充実します。
			児童生徒の実態に応じ、通学支援を充実します。

5 雇用・就業

項目	現状	目標数値	事業内容及び考え方
	(H18. 12. 1)	(平成27年度)	
障害者の雇用の場の拡大	-	100%	障害者雇用に理解を求め、各種助成金制度の周知を図りながら、精神障害者も含めた法定雇用率の達成を目指します。 国・地方公共団体 2.1% (県教委等は2.0%) 民間企業(常用労働者数56人以上) 1.8%
			職場のバリアフリー化等、障害のある人の働きやすい職場環境づくりを促進します。
			障害者雇用の先進的な優良事業所等の公表、優遇制度を検討します。
多様な就労の充実	-	-	各関係機関と連携し、障害のある人の起業を支援します。
			小規模作業所等福祉的就労の場での雇用契約導入等障害者の賃金向上を目指します。
総合的な支援の推進	-	-	障害者就業センターのジョブコーチ支援事業やハローワークの職場適応訓練、トライアル雇用等の積極的な活用を支援します。
			障害者就業・生活支援センターと連携し、福祉的就労から一般就労への移行を促進します。
障害者の職業能力開発の充実	-	-	障害者の一般就労に向けて、就労移行支援事業所の設置を促進します。
			職業訓練の実施、資格取得に向けての情報提供等関係機関と連携し、障害者の職域の拡大を図ります。

6 保健・医療

項目	現状	目標数値	事業内容及び考え方
	(H18. 12. 1)	(平成27年度)	
障害の原因となる疾病等の予防・治療	—	—	新生児聴覚検査、1歳6ヶ月児健康診査、3歳児健康診査、5歳児健康診査を実施します。
			生活習慣病予防のための健康診査・検診及び学校での健康診断を実施します。
			周産期の医療体制の充実に努めます。
			難病に対する関係機関との情報交換等保健・医療・福祉の連携を促進します。
			救急医療体制の充実に努めます。
			障害の原因となる疾病等の予防と治療についての正しい知識の普及と偏見・差別をなくす啓発を推進します。
障害に対する適切な保健・医療サービスの充実	—	—	障害の早期発見のため、乳幼児の健康診査体制を充実します。
			障害に応じた医療・医学的リハビリテーションの実施のため、関係機関に協力要請します。
			障害のある人に適切な福祉サービス等が提供されるようケアマネジメント体制を充実強化します。
			障害のある人に必要な保健・医療サービス等の情報が入手できるよう情報提供の充実に努めます。
精神保健・医療の推進	—	—	各学校ごとにこころの健康相談、カウンセリングの窓口を設置します。
			精神科救急医療体制の充実に努めます。
			一般病院と精神科病院との連携強化を関係機関に要請します。
			長期入院患者の退院促進と社会復帰を実現するため、地域の社会資源を充実します。
専門職種の確保等	—	—	医療・医学的リハビリテーションに必要な専門職員の養成確保を関係機関に要請します。

7 情報・コミュニケーション

項目	現状	目標数値	事業内容及び考え方
	(H18.12.1)	(平成27年度)	
情報バリアフリー化の推進	-	-	障害のある人の情報活用向上のためのIT講習会を実施します。
			障害に応じ必要なパソコン周辺機器の助成を行ないます。
			ホームページの充実、改善に努めます。
情報提供及びコミュニケーション支援体制の充実	-	-	点字図書をはじめ、障害に応じ必要な情報入手手段の充実を図ります。
			手話通訳者等の派遣体制を確立します。また、手話通訳者、要約筆記奉仕員等を養成します。
			CATVでの文字放送、同時通訳、字幕テロップの導入を研究します。